

## 企画競争実施の公示

令和8年7月7日  
海上保安庁総務部情報通信課長 長澤 宏樹

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

### 1 業務概要

- (1) 業務名及び概要  
閉域携帯回線提供業務(単価契約)
- (2) 業務内容  
企画競争説明書のとおり
- (3) 履行期限  
令和9年3月31日(水)

### 2 企画競争参加資格要件

本業務への参加は次の資格を満たしていることを条件とする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一参加資格)「役務の提供等」のA又はB等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有している者であること。
- (3) 海上保安庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 経営の状況や信用度が極度に悪化していないと認められる者。
- (6) 見積合わせ参加等業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当でない者。

### 3 手続等

#### (1) 業務担当課

〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁総務部情報通信課(担当者:松浦)

電話:03-3591-6361(内線3141) メール:jcg-hjotsuseibi4@gxb.mlit.go.jp

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間:令和8年7月7日(火)10時00分から同年8月13日(木)17時00分まで

場所:(1)と同じ

方法:手交による説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

- (3) 提案書の提出期限、場所及び方法  
期限：令和8年8月13日（木）17時00分  
場所：(1)に同じ  
方法：持参または郵送  
(郵送の場合であっても、提出期限までに業務担当課へ提案書の到達が必須)
- (4) 説明会の実施の有無  
説明会は実施しない。
- (5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時、場所及び内容  
ヒアリングは実施しない。

#### 4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出等に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 業務担当課に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った企画競争参加者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 企画競争の結果として、以下の項目について、特定者決定の通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表することとする。
  - ア 特定した提案書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
  - イ 各企業の評価項目毎の評価得点及び合計点
- (9) その他の詳細は説明書による。

閉域携帯回線提供業務（単価契約）

企画競争説明書

令和8年7月

海上保安庁総務部情報通信課

「閉域携帯回線提供業務(単価契約)」の業務の履行を希望する企業等は、別紙1の仕様書の業務を行うための提案について、次の要領に従って提案書を作成のうえ、下記のとおり提出してください。

## 記

### 1 実施業務内容

別紙1 事業内容書の通り

### 2 企画競争参加資格要件

本業務への参加は、次の資格を満たしていることを条件とする。

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第70条及び第71条の

規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一参加資格)「役務の提供等」のA又はB等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有している者であること。

(3) 海上保安庁総務部長から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 経営の状況や信用度が極度に悪化していないと認められる者。

(6) 見積合わせ参加等業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當でない者。

### 3 企画競争の担当部課等名

海上保安庁総務部情報通信課

### 4 説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間：令和8年7月7日(火)10時00分から  
同年8月13日(木)17時00分まで

(2) 交付場所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
海上保安庁総務部情報通信課  
TEL：03-3591-6361(内線3141)

メール : jcg-hjotsuseibi4@gxb.mlit.go.jp

(3) 交付方法：以下の担当者から手交またはメールにて交付します。

海上保安庁総務部情報通信課 河音、松浦

## 5 提案書等の作成様式、記載事項、添付書類及び提出部数

(1) 作成様式－原則としてA4縦

(2) 提案書（提出部数5部）の記載事項

ア 提案書（別紙2の様式1参照）

イ 業務実施体制・・・A4版

(ア) 品質を維持するための体制、ISO9001の認証の写しを提出して下さい。

ウ 再委託の有無（ただし、発注者の承諾を要するものに限る）・・・A4版

(ア) 再委託がある場合は、再委託先の事業者名及び住所、再委託する業務範囲、再委託の必要性、業務範囲ごとの委託額を記載してください。

(イ) 再委託する業務範囲、再委託の必要性については具体的に記載することとし、下記①～③が明確に判断できるようにしてください。

※発注者の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②に限る。

①「業務の主たる部分」（業務における巡視船艇等からアクセスポイントまでの回線、アクセスポイントから当庁内の指示する2拠点までの回線等）…再委託を行うことはできない。

②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務…再委託に際し、発注者の承諾を要する。

③「軽微な業務」（コピー、ワープロ入力、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）…再委託に際し、発注者の承諾を要さない。

### 【記載例】

（再委託業務）〇〇に係る手配

（再委託金額）〇〇千円

(3) 添付書類

ア 見積書及び内訳書

イ パンフレット等（提案主体の企業等概要がわかるもの）

ウ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標として、以下の認定を受けている場合は、当該認定通知書の写し

(ア) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく認定

（えるぼし認定、プラチナえるぼし認定）

※労働者100人以下の企業で「女性の職業生活における活躍の推進に関する

法律」に基づく一般事業主行動計画の届出を行っている場合は、当該行動計画の策定・変更届の写し

(イ)「次世代育成支援対策推進法」に基づく認定

(くるみん認定、プラチナくるみん認定、トライくるみん認定)

(ウ)「青少年の雇用の促進等に関する法律」に基づく認定(ユースエール認定)

エ その他

(ア)令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一参加資格)「役務の提供等」(関東・甲信越地域)に係る資格審査結果通知書の写し

(4)提出部数

5部(正1部、写4部)及び電子データ

(電子メール又は指定の外部ストレージ)

※写1部は社名を記載していないものを提出すること

(5)本企画競争に参加を希望される場合は、提案書の提出に先立ち、企画競争参加願(別紙2の様式2参照)を提出ください。

6 提案書等書類の作成に用いる言語、通貨及び単位

(1)言語:日本語

(2)通貨:円

(3)単位:日本で標準使用している単位を用いること

7 提案書の提出方法、提出先及び提出期限

提出方法:持参又は郵送(郵送の場合であっても、提出期限までに業務担当課へ提案書の到達が必須)

提出先:4.(3)記載の担当者あて提出

提出期限:令和8年8月13日(木)17時00分必着

期限までに提出先に到達しなかった提案書は、いかなる理由があっても特定されません。また、提案書の差し替え及び再提出は原則として認めません。

8 提案書の提出等に際して問い合わせ先

4.(1)説明書の交付期間内に以下の者のいずれかに、できる限りEメールでお問い合わせください。なお、回答方法についてはこちらから連絡の上、確認をさせていただきます。また、評価基準及び評価基準に対する配点方法等の問い合わせには一切お答えできませんので、ご了承下さい。

海上保安庁総務部情報通信課 河音、松浦

Eメール：jcg-hjotsuseibi4@gxb.mlit.go.jp

T E L：03-3591-6361（内線 3141）

9 説明会実施の有無、日時及び場所等

説明会は実施しません。

10 提案に関するヒアリング実施の有無、日時及び場所

ヒアリングは実施しません。

11 契約条件

(1) 予算額：22,500,000 円（消費税込み）を上限とする。

（この金額には別添仕様書に記載した「構築・改修費用」「初期手数料」「ユニバーサルサービス料」「電話リレーサービス料」「データ通信料」「その他特別に生じた使用料」等のほか、提案の実現のために当庁が有する情報システムに改修や設定変更が必要な場合はその経費を含むものとする。）

(2) 履行期限：令和8年12月1日（火）～令和9年3月31日（水）

(3) 支払については、仕様書等に記載の事項を全て完了した事が、検査職員によって確認された後に、請求書に基づき支払う。

12 提案書の特定をするための評価基準

(1) 業務の実施体制及び実績等

ア 実施体制

品質を維持するための体制が提案されているか。

ISO9001 の認証を取得しているか。

イ 業務の実績

過去に国又は地方自治体への閉域での携帯回線サービス提供の実績があるか。

また、本調達と同規模の実績など、業務遂行のために有効な実績であるか。

(2) 企画提案内容

ア ランニング等コスト

開通費用(初期手数料)、ランニング費用等を以下の条件で計算したときに安価に提案されているかどうか。

条件：

①巡視船艇等からアクセスポイントまでの回線：2回線は令和8年12月1日から5年と3ヶ月、45回線は令和9年2月1日から5年と1か月、

154 回線は令和 10 年 2 月 1 日から 5 年と 1 か月 221 回線は令和 11 年 2 月 1 日から 5 年と 1 ヶ月

1 回線あたり月額上限：税込 8,500 円、上限を超えた場合は 0 点とする。

②アクセスポイントから当庁内の指示する 2 拠点までの回線：令和 8 年 12 月 1 日から令和 16 年 2 月 28 日

月額上限：税込 5,150,000 円、上限を超えた場合は 0 点とする。

#### イ セキュリティ対策

巡視船艇等から当庁内の指示する 2 拠点までの経路に係る機器のファームウェアやセキュリティパッチ等の適切なセキュリティ対策が提案されているかどうか。

#### ウ 回線速度

「移動系通信事業者が提供するインターネット接続サービスの実行速度計測手法及び利用者への情報提供手法等に関するガイドライン」に則った高速な回線速度が提案されているかどうか。

条件：

NW 種別：LTE

端末 OS：Android 及び iOS

端末 OS 別に上り、下りそれぞれの中央値を提出。

回線速度=Android 下り速度中央値+Android 上り速度中央値+iOS 下り速度中央値+iOS 上り速度中央値

#### エ サービスエリア

4G(LTE)の基地局数を提案できるかどうか。

※LTE モジュールが対応しているバンドの基地局に限る。

#### オ 優先制御

当庁内の指示する 2 拠点とアクセスポイントを接続する回線に対し、優先制御を何段階行うことが可能かどうか。

#### カ 回線の冗長化

当庁が利用している回線(特単 1152:閉域船艇衛星通信回線提供業務、特単 26:広域対応型衛星通信回線利用等契約、特単 28:標準型衛星通信回線利用等契約、ワイドスターⅢ)

との関係において、同時に通信不能となるリスクの低減が提案されているか。評価にあたっては以下の観点を総合的に考慮するものとする。

- ・通信事業者、ネットワーク及び地上設備の独立性
- ・障害発生時の影響範囲の分離状況
- ・回線切替方式及び復旧時間

- ・ 自然災害、輻輳等に対する耐性

なお、特定の構成を必須とはしないが、結果として同時障害が発生するリスクをより低減できる構成について高く評価する。

極めて高い独立性(事業者、ネットワーク、アクセスポイント等がいずれも既存回線系統と独立しており、同時通信断となる可能性が極めて低い構成):200点

高い独立性(事業者、ネットワーク、アクセスポイント等がおおよそ既存回線系統と独立しており、同時通信断となる可能性が低い構成)：160点

一定の独立性(事業者、ネットワーク、アクセスポイント等が一部既存回線系統と共通する構成要素があるものの、同時通信断となる可能性に一定の低減が認められる構成)：120点

限定的な独立性(事業者、ネットワーク、アクセスポイント等が既存回線系統と共通する構成要素が多く、同時通信断となる可能性の低減が限定的な構成)：80点

独立性が低い(事業者、ネットワーク、アクセスポイント等が既存回線系統と共通する構成要素が極めて多く、同時通信断となる可能性が極めて高い構成)：40点

独立性がない(事業者、ネットワーク、アクセスポイント等が既存回線系統と共通しており、同時通信断となる構成)：0点

キ 不感地帯への対応

不感地帯への対応に適切な提案がなされているかどうか。

ク 回線容量

回線容量に最適なプランを提供できるかどうか。

※無制限又は月 1005TB の分け合いプランを上限とする。

ケ 災害時優先

災害時に優先される回線数を提案できるかどうか。

※回線数の上限は 422 回線とする。

コ 回線使用容量可視化

回線使用容量の可視化を提案できるかどうか。

※対象は巡視船艇等からアクセスポイントまでの回線及びアクセスポイントから当庁内の指示する 2 拠点までの回線とする。

(3) 見積価格

提案上限内の見積もり金額で、見積書はわかりやすく積算内訳は具体的か。

提案見積価格が予算上限額を超えている場合は、失格とする。

(4) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法及び若者雇用促進法に基づく認定等を取得しているか。

13 契約書作成の要否

契約書の作成が必要となります。

14 情報保全

情報保全に関し以下書類の作成が必要となります。

- ・ 情報保全に係る履行体制に関する誓約書
- ・ 情報保全に係る履行体制に関する資料

15 企画競争実施に際しての留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とします。
- (2) 提出された提案書は、提案者に無断で二次使用は致しません。
- (3) 特定しなかった提案書は、原則として返却します。  
返却を希望しない場合は、提案書提出の際にその旨お申し出下さい。
- (4) 適当な提案書が無い場合は、中止又はその他の方法によることがあります。
- (5) 応募資格を有していない提案者が作成した提案書、又は提出された提案書類に不備がある場合などは、受理できません。
- (6) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者を指名停止にする可能性があります。
- (7) 特定した提案内容については、「行政機関の保有に関する情報の公開に関する法（平成 11 年法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、あらかじめ「開示」を予定している書類とします。
- (8) 提案書が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定しただけあり、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものでありません。
- (9) 企画競争の結果として、次の項目について、特定者の決定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表します。なお、この場合、各提案者の提案内容については、その内容の二次的使用を回避・保護する観点から原則として公表しません。

ア 提案書が特定された企業等の名称、住所、代表者氏名及び決定日

イ 各企業の評価項目毎の評価得点及び合計点

(10) 提案書を提出した者のうち提案書を特定しなかった提案者に対して、当該提案を特定しなかった旨及び特定しなかった理由を書面により通知します。

上記通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に書面により総務部情報通信課長に対して非特定理由についての説明を求めることができます。

以上

## 別紙 1

### 事業内容書

#### 1 業務名

閉域携帯回線提供業務(単価契約)

#### 2 概要

海上保安庁では、巡視船艇等から低遅延かつ高速で容量無制限に対応したデータ通信装置を整備し、陸上にあるシステムにアクセスし業務を行っている。

本仕様書は整備したデータ通信装置を使用し、巡視船艇等から陸上 2 拠点までインターネット回線を接続しない閉域での低遅延かつ高速で容量無制限のデータ通信回線としての利用、その他必要事項について定めたものである。

#### 3 請負人について

本仕様書に定める業務を請け負う者は、以下の条件を満たすこと。

電気通信事業法第 9 条に規定された総務大臣の登録を受け、移動通信サービスの通信業務の提供を行っている者。

#### 4 契約期間

令和 8 年 12 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日の間

(ただし、提供期間満了の日までに当庁と受注者が協議して合意した場合は、提供期間満了の翌日から 1 年間更新するものとする。以後更新年度内に解約がある場合は、1 ヶ月前までに当庁から受注者に対し通知する。なお、本件における更新は提供開始から令和 16 年 2 月 28 日を超えないものとする。)

#### 5 定義

- (1) ネットワーク構成は、「閲覧資料」のとおりである。
- (2) 「接続用ネットワーク」とは、海上保安庁(以下「当庁」という。)内の指示する 2 拠点への接続用として構築する IP-VPN 等の閉域網をいう。
- (3) 「アクセスポイント」とは、接続用ネットワークに接続する請負人の設備をいう。
- (4) 「基地局」とは、データ通信装置に対向して無線を介して接続する中継施設であり、日本国内に設置されるものをいう。
- (5) 「アクセス回線」とは、アクセスポイントから基地局までの回線をいう。
- (6) 「携帯ネットワーク」とは、アクセスポイントから巡視船艇等に設置されたデ

ータ通信装置までをいう。

## 6 利用する機器等に関する要件

- (1) データ通信装置は、別途指示する既設の機器を利用すること。
- (2) データ通信装置の設定に係る情報を提供すること。

## 7 履行場所

当庁内の指示する2拠点

## 8 対象回線数

422回線以上(巡視船、測量船及び日本全国の陸上拠点)

450回線以上追加可能な構成とすること。

掲げる数量はあくまで予定であり、変動があっても異議の申し立てはしないこと。

## 9 回線要件

本仕様により、調達する通信回線は、対象船各船に既に設置されたデータ通信装置で利用可能な通信回線とし、以下の性能を提供できるものであること。

- (1) 本回線は、インターネットを介さずに閉域性を確保し、セキュリティを確保すること。
- (2) 提供可能な携帯ネットワークの回線速度等は以下を基準とする。
  - ・実行速度 上り帯域 10Mbps 下り帯域 30Mbps
  - ・ベストエフォート型
- (3) 提供可能な携帯ネットワークのサービスエリア
  - ・日本全国(日本の領海を含む)ただし、一部サービスエリア対象外を許容する。
- (4) 提供可能な携帯ネットワークの回線容量
  - ・1回線 50GB以上/月
- (5) 本契約により提供される通信回線(船上の場合は原則領海内)の基地局は日本国内に所在し、当庁に通信データを伝送するためのアクセスポイント及びアクセス回線は日本国外を経由しない IP-VPN 網又は広域イーサネット網を利用したものであること。
- (6) 接続用ネットワークは IP-VPN 網又は広域イーサネット網での帯域確保型での提供とすること。帯域については、「閲覧資料」のとおり。
- (7) 調達する通信回線は、VLAN を設定し、業務システムに接続するほか、映像伝送及び音声通話(内線電話)の用途に利用する。

- (8) 巡視船艇等から当庁内の指示する 2 拠点までの経路に係る機器について適切なセキュリティ対策をとること。
- (9) 上記(1)から(8)を満足するために、必要となる機器の構築・改修作業に関し、必要となる手続きの一切と費用の負担も含め、請負人により行うこと。業務システム、映像伝送機器及び音声通話機器自体にかかる作業は対象外とする。

#### 10 契約及び通信料金等の請求

- (1) 本契約に係る回線契約は、原則として、本庁にて一括契約する。
- (2) 構築、改修費用、初期手数料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、ブロードバンドユニバーサルサービス料令和 8 年 12 月、令和 9 年 1 月、2 月、3 月のデータ通信料、その他特別に生じた使用料などの経費（以下「使用料等」という。）は、本庁において、月ごとの一括支払いを行うこととし、使用料等の請求に係る諸費用は、全て請負人が負担すること。
- (3) 初期手数料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、ブロードバンドユニバーサルサービス料巡視船艇等からアクセスポイントまでの回線数に基づくデータ通信料、アクセスポイントから当庁内の指示する 2 拠点までのデータ通信料は単価契約とする。

#### 11 応札時の見積りについて

応札については、構築、改修費用、初期手数料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、ブロードバンドユニバーサルサービス料、巡視船艇等からアクセスポイントまでの回線を 2 回線は 4 ヶ月、45 回線は 3 ヶ月とし、アクセスポイントから当庁内の指示する 2 拠点までの回線は 4 ヶ月間利用し、その他特別に生じた使用量などの経費を加算して価格を算出すること。

#### 12 検査

- (1) 月ごとに業務履行検査を実施する。
- (2) 請負人は、毎月始め（最終月は 3 月末日）に、1 ヶ月間の業務履行に関する報告として、業務完了報告書を当庁担当官へ提出し、検査を受けること。

#### 13 アクセス回線及びアクセスポイント

- (1) 基地局（日本国内に設置するものに限る。）と当庁の拠点を接続する回線は、請負人で用意し接続するものとするが、既に当庁が契約し運用している接続用ネットワーク回線を流用することを妨げない。
- (2) 調達する回線の通信設備は、震度 6 強に対する耐震対策の施された通信ビルに

設置し、電源設備は、無停電電源設備等の対策により抗たん性を確保していることを基準とすること。また、法令点検を含め、商用電源停止及び電源供給の変動が発生した場合においても、電源供給が可能となる対策が実施済みであること。

#### 14 保守

- (1) 本調達による保守の対象は、請負人から調達する接続用ネットワークとすること。
- (2) 障害発生時の連絡先及び責任者の情報を定期的に報告すること。障害の切り分けについては、当庁職員と協力し対応すること。
- (3) 24 時間 365 日電話問合せ可能な窓口を設けること。
- (4) 請負人は障害が発生した場合には、別途指示する本庁の担当者に報告し、障害を復旧させる場合には、担当者と連絡を密にし、復旧させること。
- (5) 請負人は、接続用ネットワークを常時監視する体制を執ること。
- (6) 接続用ネットワークに障害が発生した場合、2 時間を目標に復旧すること。
- (7) 接続用ネットワークの月間稼働率は 99.9%以上とすること。事前に通知のある計画停止（2 拠点同時の計画停止は認めない）であって、本庁の担当者が承認した時間、自然災害やテロ等での停止は除くものとする。
- (8) 計画停止が発生する場合は、指定したメールアドレス宛、計画停止の 1 日前には事前連絡を実施すること。メールアドレスは複数指定することが可能なこと。また、土日祝日であっても事前連絡を行うこと。

#### 15 回線開通・試験

- (1) 機器の設定作業  
アクセスポイントに設置するスイッチの設定を行い、宛先により接続用ネットワークの接続先 2 拠点へのルーティングを行うこと。
- (2) ネットワーク試験の実施  
請負人により、接続用ネットワークの回線終端装置から衛星通信端末装置までの通信が正常であることを確認すること。
- (3) 回線開通手続き  
海上保安庁から要請があり次第、速やかにデータ通信装置の回線開通作業を実施すること。
- (4) 回線終端装置の設置  
接続用ネットワークの回線終端装置は、海上保安庁担当官が指示するラック等に收容すること。詳細については、海上保安庁担当官と調整すること。作業にあたって、請負人は既設機器等に損傷を与えないよう実施すること。損傷等を与えた場合

は、請負人の責任において、無償で原状回復させること。

## 16 法令遵守（コンプライアンス）

- (1) 本サービスの提供に関しては、電気通信事業法及び関係法令等を遵守すること。
- (2) 請負人は、本仕様書に基づく作業遂行により知り得た個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を遵守してその内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- (3) 請負人は、本仕様書に基づく作業遂行により知り得た識別符号について、不正アクセス行為の禁止等に関する法律を遵守して不正アクセスを助長する行為を行ってはならない。

## 17 情報保全体制

本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、担当原課が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。以下同じ。）を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、担当原課に対し「情報保全に係る履行体制に関する資料」（別紙様式）を提出し、同意を得るものとする。

また、これらに記載した情報に変更がある場合は、改めて担当原課の同意を得るものとする。

（受注後、確保すべき履行体制）

本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある情報取扱者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有しているものとする。

担当原課が同意した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有しているものとする。

- (1) 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、担当原課が同意した場合はこの限りではない。
- (2) 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、担当原課の指示に従うこと。なお、当庁との契約にかかる関係書類については適切に保管するものとする。
- (3) 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当原課へ報告するものとする。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、海上保安庁が行う報告徴収や調査

に応じるものとする。

#### 担当原課

〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁総務部情報通信課（担当：松浦）

電話(03)3591-6361 内線 3141

### 18 情報セキュリティの管理体制

- (1) 本工程において、担当原課の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。
- (2) 担当原課の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）を主管課との協議の上、必要と判断された場合は提出すること。また、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等が提出可能な場合は、提出すること。
- (3) 設定する機器に担当原課の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、担当現課と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。（例えば、設定業務における情報システムの操作ログや作業履歴等を記録し、発注元から要求された場合には提出させるようにする等）また、当該手順及び体制が妥当であることを証明するための書類を担当原課との協議の上、必要と判断された場合は提出すること。
- (4) 情報セキュリティインシデントが発生する等、万一の事故があった場合に直ちに担当原課に報告した上で、事故発生の経緯、対応、再発防止策等が具体的に分かる事故報告書を適時に提出すること。
- (5) 情報セキュリティ責任者は、情報取扱者を限定し情報セキュリティの管理体制を整備すること。
- (6) 適切な措置が講じられていることを確認するため、履行状況の定期的な報告を行うこと。また、必要に応じて担当原課による実地調査が実施できること。履行状況が不十分である場合は、担当原課と協議の上、改善策を実施すること。
- (7) 以上の要件における受託者の実施内容を情報セキュリティ管理計画書に取りまとめた上で担当原課の承認を得ること。

なお、情報セキュリティ管理計画書に相当する内容が記載されている場合は、当該資料を情報セキュリティ管理計画書に代えても差し支えない。

### 19 退室管理

請負人は、本仕様書に基づく作業遂行のため、海上保安庁等の施設に出入りする場合は、海上保安庁等が定める規則等の手続きに従わなければならない。この場合において、請負人は、自らの身分を証明する証票等を携行しなければならない。

## 20 資料の閲覧

ネットワーク構成等は、閲覧資料に示すものとする。本資料の閲覧を希望する場合は、海上保安庁担当官に申し出ること。

なお、閲覧場所は海上保安庁担当官執務課とし、閲覧時間は官庁執務時間のうち、9時30分から18時15分までの間とする。

## 21 業務再委託承認申請書の提出

請負人は、業務の一部（「主たる部分」除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、再委託承認申請書（別紙様式）を提出し、承諾を得ること。

ただし、当庁が本仕様書において指定しているもの及び軽微な業務を再委託する場合は、この限りではない。

## 22 その他

- (1) 本仕様書の作業にあたり、運用状態の回線機器に不慮の機能停止がないよう十分に注意すること。
- (2) 本仕様書の作業にあたり、必要な処置を行うとともに、回線障害を認めた場合は、速やかに復旧できる体制を整えること。
- (3) 請負人の過失によって生じた不具合箇所は、請負者側において全面的に責任を持って修理すること。
- (4) 作業実施前に海上保安庁担当官に作業計画書を提示し、承認を得ること。
- (5) 作業完了後、検査職員の検査合格をもって履行完了とする。
- (6) 本仕様書や提案内容以外の項目については回線事業者の約款に従うものとするが、10（3）記載以外の費用は支払わないため自動・手動に関わらずオプションサービス適用されることがないようにすること。
- (7) 回線数の増減により、割引額が変動する場合も単価が増額になることは認められない。
- (8) ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、ブロードバンドユニバーサルサービス料の改定があった場合は、契約変更で対応する。
- (9) 本仕様書の作業にあたり、疑義等が生じた場合及び詳細日程調整については、海上保安庁担当官と協議すること。

(10) サプライチェーン・リスク対策

請負者は、「IT 調達にかかる国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続きに関する申合せ（平成 30 年 12 月 10 日、関係省庁申合せ）」の趣旨を理解し、サプライチェーン・リスク対策に努めること。

## 企画提案書

業務の名称 閉域携帯回線提供業務（単価契約）

標記業務について、企画提案書を提出します。

令和 年 月 日

海上保安庁総務部情報通信課長 殿

（提出者）住 所：  
電話番号：  
会社名：  
代表者：

（作成者）担当部署：  
氏 名：  
電話番号：  
E-mail：

企画競争参加願

1. 業務名 閉域携帯回線提供業務(単価契約)

上記の案件の企画競争に参加いたします。

令和 年 月 日

資格審査登録番号(業者コード)

企業名称

企業郵便番号

企業住所

代表者氏名

代表者役職

参加者 住 所  
企業名称  
氏 名

印

海上保安庁総務部情報通信課長 殿